

答 申 書

平成 2 2 年 1 月

江戸崎地方衛生土木組合

ごみ減量等推進審議会

## はじめに

我が国を含む先進国では、近年の経済規模の拡大や科学技術の開発・発展によって、より豊かで便利な生活を享受することができるようになったが、その背景である、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムは、かけがえのない地球環境に大きな負荷を与え続けている。

それに伴い、ごみの問題を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化してきた。すなわち、天然資源の消費の抑制や地球環境への負荷の低減が今日的な大きな流れとなり、省資源・環境負荷の低減を図るため、「循環型社会」「低炭素社会」の構築が求められている。

ごみ処理行政に関しても公衆衛生重視に基づく効率的な適正処理から、一転してごみの減量・再資源化とダイオキシン類等の排出抑制にみられるように環境負荷への軽減が最優先されるようになってきた。さらに「循環型社会」「低炭素社会」の構築のためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の施策がごみ処理行政の根幹を占めるようになった。

一方、法体系は従来の「廃棄物処理」を中心としたものから、「循環型社会形成推進基本法」等の制定により、3Rを基軸とする法体系への転換が図られた。

このような背景の中、江戸崎地方衛生土木組合（以下「本組合」という）のごみ減量等推進審議会（以下「本審議会」という）の発足となり、本組合管理者から「ごみ減量化等に関する計画策定について」検討するように諮問を受けた。

今後はこの答申を踏まえ、本年度に改定される一般廃棄物処理基本計画に減量化等の施策を十分に反映させて、併せて将来における施設の整備構想にも言及し、「循環型社会」「低炭素社会」の構築に向けた中長期の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示すものとする。

## 1 . ごみ減量化に関する基本的な考え方

ごみ減量化に関しては、その効果が大きいとされている「ごみ処理有料化」の検討を行い、その上でごみの資源化率の向上と併せてごみの分別等を含めた減量化策を種々のケースより試算し、本組合及び構成市村にとって最も望ましいケースを選定する。選定されたケースに基づき、資源化策及び減量化策を実施し、本審議会の目的を達成するものとする。

## 2 . ごみ処理有料化について

ごみ減量化が強く求められている現在においては、出されたごみをただ処理するというのではなく、政策的にごみを適切に管理することが要点となっている。そこで、ごみの処理について、一定の経済的負担をさせることが受益者負担の観点から公平であること、また、一般廃棄物処理の有料化によってその減量化やリサイクルに一定の効果が見込まれることなどの理由から、一般廃棄物の処理に関し、手数料を徴収する自治体が多く見られるようになっている。

このように、有料化の基本的な考え方は、ごみを排出する住民に減量やリサイクルを進めるインセンティブ（やる気を起こさせるような刺激）を与えるために、ごみ量に応じたごみ処理サービスの価格づけを行うということである。

本審議会において、こうした背景から審議を重ねてきたが、まず、ごみ処理の有料化制度そのものについて協議し、以下に示す内容について再認識を行った。すなわち、現状における本組合の取組は、収集袋の代金のみ納めていただいている状況であり、ごみ処理の手数料を徴収しているわけでないことから、従って、ごみ処理の有料化は行われていないため、検討を要するものである。

以上の認識を踏まえ、ごみ処理の有料化については避けては通れない問題であり、収集袋の代金に上乘せして有料化するうえで、今後現在の形態をなるべく維持しながら、また、住民の負担とならないよう最善の努力を払いつつ、住民の意見を可能な限り反映できるよう十分に論議して導入を図っていくことが肝要である。

## 3 . ごみの分別区分等の見直しにおけるケーススタディの試算と審議結果

本年度より、旧焼却施設（2号炉）等の解体に伴い可燃性粗大ごみ処理施設及びこれに付随したストックヤード等の整備を進めており、これらの施設整備は国の交付金制度によって実施する方針であり、このため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）をはじめ、ごみの分別区分等を見直し、国の施策にあった廃棄物処理行政を推進する必要がある。

現在、平成18年度の県平均の排出原単位は1,022g/人・日に対し、平成20年度組合実績は885g/人・日と県平均を下回っており、資源化率をみると、県平均は18.3%、組合は7.9%と低い状況にある。

従って、本組合としても、今回の施設整備をよき機会と捉えて、少しでも排出抑制と資源化率が向上するように分別区分等の見直しを検討するものとし、本審議会において協議を行ってきた。その結果、可燃ごみの組成及び成分から紙類の計画収集の実施及び水切りの励行による減量化、容器包装リサイクル及び視察研修等からペットボトルの回収強化及びその他プラスチック拠点回収の実施、事業系一般廃棄物の減量から食品廃棄物の回収にそれぞれ排出抑制・資源化策の力点を置き、新たな分別区分を設けることとした。

以上の点を考慮して、ここでは、環境省が明示している取組指標とも連動させて、種々の施策案（ケース1～5 内容は表1参照）を試みた。

ケース1は、現状のごみ処理体制を維持するものとする。ケース2は、平成25年度から概ね実行が可能な分別の見直し案とし、これに伴い資源化策及び減量化策を実施した場合を想定する。ケース3は、ケース2をベースとし、さらに資源化が最大に発揮できた場合を想定する。（リサイクル率の目標値としては、平成18年度県平均の実績値18.3%と同程度と設定する。）ケース4としては、ケース2をベースに計画収集ごみについて有料化を実施した場合を試算する。ケース5としては、ケース2をベースに新粗大ごみ処理施設で、廃材等によるチップ化等の資源化を実施した場合を試算する。

なお、今回の施設整備は平成24年度に供用開始としていることから、分別区分等の見直し実施は25年度実施を目標とする。さらに今後10年先を見据えると、焼却施設（熱回収施設）の更新やリサイクルセンター等の施設整備も視野に入れる必要があり、よって、この機会にあっても第二期目の分別区分見直しも考慮していくものとする。

本審議会における数値目標は、以下のように決定した。

平成25年度（組合中期目標年度）における減量化目標値

総ごみ量における1世帯1日当たりの原単位を12年度比で10%減とする。

家庭系ごみにおける1日当たりの排出量を平成12年度比で10%減とする。

事業系ごみは産業振興に支障がないよう配慮しながら、可能な限り排出抑制する。

施策内容としてはケース5を採用する。

平成30年度（組合長期目標年度）における減量化目標値

総ごみ量における1世帯1日当たりの原単位を12年度比で15%減とする。

家庭系ごみにおける1日当たりの排出量を平成12年度比で15%減とする。

事業系ごみは産業振興に支障がないよう配慮しながら、可能な限り排出抑制する。

施策内容としてはケース3あるいは4を採用する。

なお、ケース2にはバイオマスの利用促進も盛り込まれており、本審議会においても再資源・減量化のための重要な方策として取り上げており、今後引き続きバイオマスタウン構想も視野に入れて検討する。

表1 分別等の見直しによる資源化・減量化の施策

区分	資源化・減量化施策	ケース1 (現状維持)	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
紙類の 計画収集 (資源化)	<p>新たな分別区分として紙類（ダンボール・新聞・雑誌等）を計画収集して資源化促進する。</p> <p>H25年度から紙類の資源化を促進（計画収集の燃えるごみ中に含まれる紙類の資源化促進）</p>	-	H25年度から稲敷市で40g/人・日の資源化促進、美浦村で20g/人・日の資源化促進	H25年度から稲敷市で80g/人・日の資源化促進、美浦村で40g/人・日の資源化促進		
その他 プラスチック類 の拠点回収 (資源化)	<p>容器包装リサイクル法上の「その他プラスチック類」を拠点回収する。</p> <p>現在ペットボトルを拠点回収しているが、H25年度から同様に拠点回収を行い資源化を促進（計画収集の燃えるごみ中に含まれるその他プラスチック類の資源化促進）</p>	-	H25年度から稲敷市及び美浦村で5.85g/人・日の資源化促進	H25年度から稲敷市及び美浦村で11.70g/人・日の資源化促進		
ペットボ トルの拠 点回収の 強化 (資源化)	<p>ペットボトルの拠点回収促進を強化する。</p> <p>県内比較すると回収率が低いことから、H25年度から徹底回収する。（計画収集の燃えるごみ中に含まれるペットボトルの資源化促進）</p>	-	H25年度から稲敷市及び美浦村で4.90g/人・日の資源化促進	H25年度から稲敷市及び美浦村で9.80g/人・日の資源化促進	ケース2をベースに、平成25年度から計画収集ごみを有料化する。	ケース2をベースに、平成25年度から新粗大ごみ処理施設で廃材等によるチップ化を実施する。
事業系 の食品廃 棄物 (減量化)	<p>事業系の食品廃棄物による減量化を促進（バイオマス利用）する。</p> <p>自主ルート開発により、直接搬入された燃えるごみに含まれる食品廃棄物を減量化する。</p>	-	H25年度から稲敷市及び美浦村で10%の減量化促進	H25年度から稲敷市及び美浦村で20%の減量化促進		
水切り 励行 (減量化)	<p>水切りによる減量化を促進する。</p> <p>生ごみの水切りを徹底して、水分を5%～10%削減。計画収集の燃えるごみ約650g/人日の厨芥類約36%（水分80%）</p>	-	H25年度から稲敷市及び美浦村で5%を削減、原単位換算すると、 稲敷市 8.58g/人・日 美浦村 9.21g/人・日	H25年度から稲敷市及び美浦村で10%を削減、原単位換算すると、 稲敷市 1 7.17g/人・日 美浦村 18.42g/人・日		

#### 4. 施設規模の算定について

施設規模を算定するために必要な計画収集人口、計画ごみ量を求め(ケース1~ケース5)定められた手法により施設規模を決定する。

本組合の施設整備構想では、第 期(旧焼却施設の解体及び可燃性粗大ごみ処理施設等の建設)と第 期(新焼却施設及びリサイクルセンターの建設)に分かれて実施することから、ここでは2期にそれぞれ分けて施設規模を算定する。第 期は平成 24 年度供用開始、第 期は概ね平成 30 年度以降の供用開始とする。

本審議会の決定より、平成 25 年度(組合中期目標年度)における減量化目標値はケース5の採用であり、また、平成 30 年度(組合長期目標年度)における減量化目標値はケース3あるいは4の採用となることから、それぞれ表2に対応した施設規模が見込まれる。

表2 ケース別施設規模のまとめ

	H20年度 (実績)	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
第 期	可燃性粗大ごみ処理施設	7 t / 日	7 t / 日	7 t / 日	7 t / 日	7 t / 日
	可燃粗大ごみ 受入・貯留ヤード	容量 371m <sup>3</sup> 面積 158m <sup>2</sup>	容量 371m <sup>3</sup> 面積 158m <sup>2</sup>	容量 371m <sup>3</sup> 面積 158m <sup>2</sup>	容量 371m <sup>3</sup> 面積 158m <sup>2</sup>	容量 371m <sup>3</sup> 面積 158m <sup>2</sup>
	ストックヤード	容量 506m <sup>3</sup> 面積 235m <sup>2</sup>	容量 894m <sup>3</sup> 面積 418m <sup>2</sup>	容量 1,356m <sup>3</sup> 面積 630m <sup>2</sup>	容量 894m <sup>3</sup> 面積 418m <sup>2</sup>	容量 894m <sup>3</sup> 面積 418m <sup>2</sup>
	飛灰貯留場	容量 125m <sup>3</sup> 面積 50m <sup>2</sup>	容量 115m <sup>3</sup> 面積 46m <sup>2</sup>	容量 104m <sup>3</sup> 面積 42m <sup>2</sup>	容量 107m <sup>3</sup> 面積 43m <sup>2</sup>	容量 113m <sup>3</sup> 面積 45m <sup>2</sup>
	不燃残渣貯留場	容量 16m <sup>3</sup> 面積 6m <sup>2</sup>	容量 14m <sup>3</sup> 面積 6m <sup>2</sup>	容量 13m <sup>3</sup> 面積 5m <sup>2</sup>	容量 14m <sup>3</sup> 面積 6m <sup>2</sup>	容量 14m <sup>3</sup> 面積 6m <sup>2</sup>
第 期	新焼却施設	72 t / 日	66 t / 日	60 t / 日	61 t / 日	65 t / 日
	リサイクルセンター	12 t / 日	12 t / 日	14 t / 日	12 t / 日	12 t / 日

その他の資料
--------

1. 審議会開催状況

回数	開催日時等	主な審議内容
1	平成 20 年 7 月 29 日 (火) 14:00~ 本組合事務所 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会組織(会長、副会長の互選)</li> <li>・ 諮問の確認</li> <li>・ ごみ処理状況について</li> <li>・ 今後の審議スケジュールについて</li> </ul>
2	平成 21 年 3 月 24 日 (火) 14:00~ 本組合事務所 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの搬入の動向について</li> <li>・ ごみ処理及び分析について</li> </ul>
3	平成 21 年 6 月 29 日 (火) 14:00~ 本組合事務所 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量化及び分別の必要性</li> <li>・ ごみの有料化について</li> <li>・ 県内先進地事例紹介</li> </ul>
	平成 21 年 9 月 4 日 (金) 8:30~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進地視察研修(ひたちなか市役所)</li> </ul>
4	平成 21 年 10 月 23 日 (金) 14:00~ 本組合事務所 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ有料化の考えについて</li> <li>・ ごみの分別等の見直しにおけるケーススタディの試算</li> <li>・ バイオマスの利用状況について</li> <li>・ 減量化目標設定について</li> <li>・ 施設規模の算定について</li> </ul>
5	平成 21 年 12 月 22 日 (火) 14:00~ 本組合事務所 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申原案最終調整について</li> </ul>

## 2. 審議会委員名簿

会 長	坂 本 源
副会長	小 倉 清
委 員	中 川 洋 一
”	坪 井 恒 雄
”	富 澤 富 生
”	石 井 隆 直
”	久保木 く ら
”	横 田 まち子
”	宮 崎 和歌子
”	小 泉 慶 子
”	有 坂 滋 子
”	鈴 木 礼 子
”	関 川 初 子
”	林 昌 子